

小山市管工事業協同組合加入規程

(目的)

第1条 この規程は、小山市管工事業協同組合（以下「組合」という。）定款第9条に定める加入に関して必要な事項を定めるものとする。

(加入資格)

第2条 新規加入希望者は次の各号に適合している者とする。

- (1) 定款第8条第1号「指定給水装置工事業業者かつ、小山市排水設備工事指定業者であること」に該当し管工事の売上比率が50%以上の事業者であること。
- (2) 管工事及び水道施設工事を自社施工する能力があると理事会が認めた者。
- (3) 管工事及び水道施設工事に関する建設業の許可を有すること。
- (4) 加入申請前に員外者として組合の活動を妨害又は業界秩序を混乱させる等の行為を行っていない者であること。

(加入推薦人)

第3条 新たに組合員になろうとする者は、組合員2名の推薦を受けなければならない。

(加入審査) 定款第9条第2号

第4条 理事会は加入審議を行い、理事会の議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数が加入を認めた場合に加入希望者の加入を許諾する。

(出資金の納入)

第5条 新規加入を承認された申込者は、理事会の承認後5日以内に組合出資金全額及び組合加入事務手数料、賦課金を納入することにより組合員としての資格を取得する。

(申込必要書類)

第6条 加入申込に当たっては次の各号に掲げる書類を組合事務局へ提出するものとする。

- (1) 加入申込書（別紙様式）
- (2) 小山市指定給水装置工事業業者証の写し
- (3) 小山市指定排水設備工事店証の写し
- (4) 建設業の許可証の写し
- (5) 商業登記簿謄本（個人の場合は住民票）
- (6) 誓約書（別紙様式）

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、加入に関し必要な事項は理事会の議決を経て理事長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成30年6月27日から施行する。
- 2 この規程は、令和3年5月21日から施行する。
- 3 この規程は、令和4年1月1日から施行する。